

別表 1

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 104   |
| 特定事業の名称             | 公共交通利用促進事業  |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 道路交通法第4条  |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置・管理して交通の規制をすることができる。   |
| 特例措置の内容             | 地方公共団体が公共交通機関等の利用促進を図るため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。 |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

※ この特例措置については、平成22年度中に全国展開される予定となっています。

別表 1

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1205 (1214、1221)  |
| 特定事業の名称             | 重量物輸送効率化事業  |
| 措置区分                | 通達  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | (1) 特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達)等<br>(2) 基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け自動車交通局長通達)   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | (1) 許可車両の許可限度寸法及び重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。<br>(2) 基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。<br>①長大又は超重量で分割不可能な単体物品(以下単に「物品」という。)を輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。)<br>②以下略   |
| 特例措置の内容             | (1) 実施主体が道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に規定する値(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン)を超えない車両で、かつ、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、例えば、各道路管理者と構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により、構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量については「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。<br>(当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月1日に全国展開実施済)<br>(2) 上記(1)に加え、当該車両の通行経路が、道路に関して横断に限る場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、車両の長さ及び最小回転半径についても「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。<br>(3) 従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第2条に規定する長さ、第4条に規定する車両総重量、第4条の2の規定する軸重等、第6条に規定する最小回転半径にかかる特例を受けることができたが、特区内においてはこれに限らず、特殊車両通行許可に係る上記(1)又は(2)の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両は、車両の長さ、最小回転半径、車両総重量及び軸重(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であつて駆動軸の軸重が11.5トン以下のものに限る。)にかかる当該基準の特例を受けることができることとする。<br>(当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月1日に全国展開実施済) |
| 同意の要件               | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

別表 1

|                     |   |
|---------------------|---|
| 番号                  | 1303  |
| 特定事業の名称             | 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業  |
| 措置区分                | 告示  |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成14年環境省告示第86号）   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | 現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとするとして、従事者を限定的に取り扱っている。  |
| 特例措置の内容             | 有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。」と定めたところであるが、この「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」として、現在、既に行われている移入鳥獣の捕獲の場合に加えて、特区内における捕獲の場合についても適用する。 |
| 同意の要件               | 円滑かつ確実な実施を担保するための予防措置として、関係者間で事業の円滑な実施のための取組が認められること、安全管理体制について狩猟者団体との合意が得られていること。  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き     | 特になし  |

別表 1

|                     |  |
|---------------------|--|
| 番号                  | 1304(1305)   |
| 特定事業の名称             | 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業  |
| 措置区分                | 告示   |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2<br>平成9年厚生省告示第258号(環境大臣が定める一般廃棄物)<br>平成9年厚生省告示第259号(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物)   |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定   | <p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2<br/>法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。</p> <p>①ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの(資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。)</p> <p>②特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの(資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。)</p> <p>③通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの<br/>現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。<br/>(1)環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年厚生省告示第258号)<br/>①廃ゴム製品(ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。)<br/>②廃プラスチック類<br/>③廃肉骨粉(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)<br/>④金属を含む廃棄物(当該金属を原料として使用することができる程度に含むものが廃棄物となったものに限る。)</p> <p>(2)再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物(平成9年厚生省告示第259号)<br/>①廃ゴム製品(ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。)<br/>②汚泥(シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造等の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。)<br/>③廃プラスチック類<br/>④廃肉骨粉(化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。)<br/>⑤金属を含む廃棄物(当該金属を原料として使用することができる程度に含むものが廃棄物となったものに限る。)</p> <p>2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の4第10号及び第6条の5第11号並びに第12条の12の4第10号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境大臣が定める。現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとおり。<br/>(1)廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準(平成18年環境省告示第77号)<br/>廃ゴム製品の再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等、また、廃ゴム製品に含まれる鉄を鉄鋼製品の原材料として使用し、再生品である鉄鋼製品の利用が確実に見込まれるものであること等<br/>(2)廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準(平成15年環境省告示第25号)<br/>廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するために利用されるものであること等<br/>(3)廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成13年環境省告示第56号)<br/>廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等<br/>(4)汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第261号)<br/>汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるための再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものであること等</p> |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>(5)シリコン含有汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準(平成15年環境省告示第75号)<br/>シリコン含有汚泥の再生利用の内容については、加工品が転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用されるものであること等</p> <p>(6)金属を含む廃棄物に係る再生利用の内容等の基準(平成19年環境省告示第89号)<br/>金属を含む廃棄物の再生利用の内容については、金属を含む廃棄物から金属を再生品として得るためのものであること等</p>  |
| 特例措置の内容         | <p>1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制(関係者の同意、流入規制(当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。))を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。</p> <p>2. 特例の対象となる特定の廃棄物(再生利用方法を含む。)は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> <p>(1) 廃FRP船破砕物をセメント原材料として利用する場合</p> <p>(2) 容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合</p> |
| 同意の要件           | 特になし  |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし  |